

## 第10回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年3月26日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第10回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤 勇、副主幹 足立 純、主査 糸井隆雄、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名、全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第4号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第10回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午前9時39分 開会】</p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告いたさせます。</p>
次長	<p>【事業概要報告】</p>

議長 次長から報告がありました。ご意見はございませんか。  
【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。  
日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。  
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。  
2番 三田照子委員、9番 長谷川良光委員を指名いたします。  
ご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。  
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。  
主査。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。  
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。総括表に基づきましてご報告いたします。  
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が3筆、面積が984.30㎡となっております。  
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が21件、筆数が24筆、面積が6,101.38㎡となっております。  
合計いたしまして、件数が23件、筆数が26筆、面積が7,085.68㎡となっております。  
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページに記載されております。  
以上、報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。  
【質問なし】

議長 ないようですので、専決処理についてご了承願います。  
続いて日程第3に入ります。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
副主幹。

副主幹 議案書の8ページをお開き下さい。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
1番、申請地は菅田町地内の田、面積1,014㎡です。  
譲受理由は、経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は、離農したいという

ものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の24ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の8ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は奥戸町地内の田、面積492㎡ほか2筆、計1,506㎡です。

譲受理由は、経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢となったため経営規模を縮小したいです。

契約内容は、所有権移転贈与です。

続きまして、議案書の26ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議案書の8ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は県町地内の田、面積320㎡です。

譲受理由は、隣接地のため取得し、経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢となったため経営規模を縮小したいです。

契約内容は、所有権移転売買です。

続きまして、議案書の28ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

はい、14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成30年3月15日、木曜日、午前8時30分から、調査班は森山委員を班長といたしまして、小山委員、三田（照）委員、亀田委員と私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして87筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地と近接しており耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 亀田委員。

10番

10番 亀田です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転贈与の申請であり、申請人の自作地の調査については、合計いたしまして5筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地と近接しており、今回の申請地のうち1筆は、3条賃借権設定により譲受人が借り受けて耕作していたことから、今後も引き続き自作地と共に耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて3番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 三田照子委員。

2番

2番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして12筆あり、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地と隣接しており耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 3番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹。

副主幹 それでは9ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は八栲町地内の畑、面積112㎡ほか1筆、計1,123㎡です。

施設の概要は一般住宅一棟、延べ床面積119.24㎡です。

申請理由は、現在居住している住宅の建て替えに伴い、是正をし住宅を建築したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用除外、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の30ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧ください。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹。

副主幹 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

10ページをお開きください。

1番、申請地は松田町地内の田、面積684㎡ほか1筆、計1,529㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル656枚を961.60㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。33ページから36ページに実情調査報告書が載せてありますのでご覧いただきたいと思っております。

それでは10ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は上渋垂町地内の田、面積485㎡ほか5筆、計5,441㎡です。

施設の概要は、資材置場及び駐車場です。

申請理由は、現在市内で建設業及び自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業等を営んでおり、社有車等の駐車場が手狭であり、資材置場が不足していることから、申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として利用したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の37ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。38ページから56ページに実情調査報告書が載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

それでは10ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は羽刈町地内の畑、面積1,125㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル400枚を668㎡に

設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の58ページとありますが、57ページの誤りですので訂正をお願いします。

それでは57ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。58ページから61ページに実情調査報告書が載せてありますのでご覧ください。

それでは11ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は羽刈町地内の田、面積1,656㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル400枚を668㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の62ページをご覧ください。

4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。63ページから66ページに実情調査報告書が載せてありますのでご覧いただきたいと思っております。

それでは11ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は田島町地内の畑、面積247㎡ほか1筆、計312㎡です。

施設の概要は一般住宅一棟、延べ床面積124.91㎡です。

申請理由は、現在市内の実家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11とありますが34-14の誤りですので訂正をお願いいたします。

34-14、線引前親族住宅、農地法施行令10-1-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の67ページをご覧ください。

5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧をいただきたいと思っております。

11ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は駒場町地内の田、現況畑、面積33㎡ほか1筆、

計 1 2 8 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は、太陽光発電設備の敷地拡張です。

申請理由は、太陽光発電を増設するため、申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法 5 - 2 - 2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の 6 9 ページをご覧ください。

6 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。順番が逆になっておりますが 7 1 ページに位置図、7 0 ページに公図、7 2 ページと 7 3 ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。ご覧をいただきたいと思っております。

では議案書の 1 2 ページにお戻りください。

続きまして 7 番、申請地は寺岡町地内の畑、面積 2 3 5 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は、駐車場用地です。

申請理由は、現在佐野市で木製品製造業を営んでいるが、既存の足利工場敷地が手狭で、従業員用ならびに来客用の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受け駐車場として利用したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 1 種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法施行令 1 0 - 1 - 2、特別の立地条件を必要とする事業の用に供する施設 既存敷地の拡張です。

議案書の 7 4 ページをご覧ください。

7 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図、7 6 ページに事業計画書、7 7 ページに土地利用計画図、7 8 ページに申請候補地検討表、7 9 ページに現況利用状況図が参考までに載せてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

1 1 ページにお戻りください。

続きまして 8 番、申請地は大岩町地内の田、面積 5 3 3 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積 1 0 6 . 7 8 m<sup>2</sup>です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが、手狭なため申請地を譲り受け、住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法 3 4 - 1 1、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令 1 0 - 1 - 2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の 8 0 ページをご覧ください。

8 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

1 2 ページをお開きください。

続きまして 9 番、申請地は松田町地内の田、面積 7 1 0 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 3 0 0 枚を 5 0 1 m<sup>2</sup>に

設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の82ページをご覧ください。

9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図、84ページに参考までに土地利用計画図が載せてありますのでご覧をいただきたいと思っております。

議案書の12ページにお戻りください。

続きまして10番、申請地は堀込町地内の田、面積494㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟延べ床面積96.47㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受けとありますが借り受けの誤りですので訂正してください。申請地を借り受け住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11とありますが、34-14の誤りですので訂正をお願いいたします。34-14 線引前親族住宅、農地法施行令10-1-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の85ページをご覧ください。

10番の調査書となっております。なお、左上に所有権移転売買とありますが、使用貸借権設定の誤りですので訂正をお願いいたします。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは12ページにお戻りください。

続きまして11番、申請地は上洪垂町地内の田、面積303㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積118.17㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-1-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の87ページをご覧ください。

11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧ください。

それでは12ページにお戻りください。

続きまして12番、申請地は久保田町地内の田、現況 畑、面積86㎡です。

施設の概要は、一般住宅の敷地拡張です。申請理由は、隣接する工場の敷地拡張を予定しているが、現在同一敷地内に住宅と工場が混在している。今回、住宅と基地と工場敷地を区分けするため、申請地を譲り受け、住宅の接道と駐

車場を確保したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-1-2、特別の立地条件を必要とする事業のように供する施設 既存の敷地の拡張です。なお、隣接する宅地117.06㎡と一体利用する予定です。

続きまして、議案書の89ページをご覧ください。

12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧ください。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 三田照子委員。

2番

2番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の32ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力49.5キロワットと44キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数656枚が設置できる、1,529㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数ヵ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は畑、北側は市道および認定外道路、西側および南側は田となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策として除草作業を年3回行うとのことから、周辺農地等への影響はないものと思われま。

また、事業費は全て融資で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は松田町東部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしているこ

とから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。  
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。  
続いて2番を上程いたします。  
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 1番 小山委員。  
1番 小山です。  
実情調査の結果を報告いたします。  
資料の37ページをご覧ください。  
今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。  
調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。  
調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。  
5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。  
本件は、建設業を営む申請人が資材置場および駐車場として利用したいというものです。  
転用面積については、社有車と太陽光発電に伴う資材などを置く、5,441㎡の面積が必要とのこととなります。  
土地の選定理由としましては、周辺の数カ所を検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。  
申請地東側は田、西側は水路および県道、南側は田、北側は市道となります。  
雨水対策は敷地内自然浸透とし、造成を行い市道および県道と同じ高さまで造成をし、砂利やアスファルト等の舗装はせず、造成のまま使うとのこととなります。  
また、事業費は、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。  
結論として、申請地は、上渋垂町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。  
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。  
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように決定いたしました。  
続いて3番及び4番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の57ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。3番と4番の転用目的と譲受人が同じであるため、一緒にご報告いたします。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由につきましては、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人の出席のもと聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力49.5キロワットの発電設備を2カ所計画し、それぞれの申請地に発電パネル400枚が設置できる、1,125㎡と1,656㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでありました。

3番の申請地は、東側および北側は公道、西側および南側は畑となります。

4番の申請地は、東側は公道、西側と南側は公道、北側は田となります。

発電パネルは、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設けるとのことです。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策として年に2回から3回、除草作業を行うとのことから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、羽刈町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第3号 3番及び4番はそのように決定いたしました。

続いて5番から12番を上程いたします。  
本件について、意見を求めます。  
赤坂委員。

14番 赤坂です。  
12ページの申請番号12番の対象面積が86㎡となっていますが、89ページの調査書の面積が235㎡となっていますが、整合性はどうなっているのでしょうか。

副主幹 こちらは、赤坂委員のご指摘のとおり、86㎡の誤りとなりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

議長 ほかに何かございませんか。  
ないようですので、本件を許可することにご異議ございませんか。  
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 5番から12番はそのように決定いたしました。  
長谷川委員。

9番 長谷川です。  
次の審議に入る前に確認したいことがありますので、休憩を求めます。

議長 長谷川委員の申請により、暫時休憩といたします。  
【午前10時34分 休憩】

議長 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。  
【午後10時35分 再開】

議長 続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。  
主査。

主査 議案書の13ページをお開き下さい。  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成30年3月30日公告分であります。  
議案書の14ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、19件で面積39,007㎡です。今回、所有権移転案件はありません。  
貸借権設定についてですが、詳細につきましては15ページから19ページに記載されております。  
審議の後、承認をいただきましたら、いずれも3月30日付で公告の手続きを行います。  
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番から8番を上程いたします。  
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、4番 藤生正浩委員、14番 赤坂安一委員の退席を求めます。

【午前10時36分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。  
長谷川委員。

9番 9番 長谷川です。

先ほど確認したのですが、3番以降の法人の案件ですが、一般法人で認定農業者になっているので、農業委員会での事前審査はいらないということだったのですが、その場合、この法人は農地所有適格化法人として、以降扱われるということになるのでしょうか。最初の審査は一般法人、今回、農地の所有とか売買をしない限りただの一般法人という扱いなのか確認したい。

議長 副主幹。

副主幹 3番の案件の法人につきましては、備考に記載のとおり、すでに市長が認定農業者としてに認めているところでありまして、本来であれば運営委員会で新規就農扱いあるいは法人要件の確認ということで、審査を行うところではありますが、市のほうが認定をしているということで省略をさせていただいております。

今回につきましては、利用権の貸借設定のみということでありまして、農地所有適格法人の要件は満たしておりませんが、認めるということでございます。

今後、農地の所有の申請が出た場合は、その都度、農地所有適格法人の要件を満たすかどうかは運営委員会で審議をいただく予定でございます。

9番 ということは、年に一度報告を提出しなくていい法人というとらえ方になるのですか。

副主幹 一般法人の貸し借りにつきましても報告を求めております。提出をされていない法人もございしますが、適格法人の報告とは別に、一般法人の貸借の場合についても、報告を求めておりますので、こちらの法人についてもそれに準じて報告を求めていく予定でございます。

議長 よろしいですか。

ほかにご質問などございますか。

星野委員。

8番 8番 星野です。

過日、認定農業者であった2名に来てもらった経緯があると思いますが、そちらとの違いなど混同してしまったので、説明をお願いいたします。

議長 副主幹。

副主幹 実は、運営委員会で新規就農ということで呼び出した方が、のちに認定をとっていたということが分かった案件がいくつかありまして、当事務局と農政課との連携不足で、市のほうでも認定については審査を行っていきまして、農業委員会でも運営委員会で審査をしておりまして、2回審査をおこなってしまったということで、申請人にとっては負担が増えるだけでございますので、市が認定している場合には、農業委員会での審査は、以後行わないようにしよう

ということで、内部で取り扱いを決めたところでございます。

議長 よろしいですか。

8番 わかりました。

議長 ほかに意見はございますか

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号 1番から8番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、藤生委員、赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時41分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の9番から19番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号 9番から19番はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第10回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時43分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年4月25日

足利市農業委員会

2番委員

9番委員